

緑ナンバーのトラックについている、このマークをご存知ですか？



Gマークはトラック運送事業者の安全・安心・信頼のマークです。

Gマーク認定事業所は、全国で19,257事業所(平成25年12月19日現在)です。

「安全性優良事業所の認定制度」は、

産業界も注目しています。

(一社)日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針」

(平成15年10月21日策定)より抜粋

- 1 法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載や高さ制限違反等の法令違反となるような要求はしない。
- 2 運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や**安全性優良事業所認定制度**などの客観的な基準を積極的に活用する。
- 3 法令違反を繰り返す運送事業者に対しては、取引の停止などを含め、毅然として態度で臨む。
- 4 運送事業者との協力のもと、安全運送に関する定期的な協議・会合の実施、安全パンフレットの配布など安全運送の確保と啓発活動につとめる。



安全・安心・信頼のGマーク。

Gマークは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)が認定・交付する「安全性優良事業所」のシンボルマークです。

安全性優良事業所とは

- 荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)が厳しい評価をし、認定した事業所です。マークは安全性優良事業所のみにも与えられる安全・安心・信頼の証しです。

キメ細かな認定対象

- 安全性優良事業所の認定の対象となるのは会社単位ではなく、事業所単位で、平成25年3月18日現在、18、107事業所のトラックがマークを付けて走っています。有効期間は2年間等です。

公平な評価

- 応募された書類は、都道府県トラック協会を受付、全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会で公平に評価されます。委員会は、学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、一般消費者、国土交通省職員及び全国実施機関担当役員で構成されています。

3テーマ38項目の厳しい評価

●「安全性に対する法令の遵守状況」「事故や違反の状況」「安全性に対する取組の積極性」の3テーマに、計38の評価項目が設けられています。100点満点中80点以上（詳細は下図参照）の評価点数を取得した事業所が安全性優良事業所として認定されます。

たとえば、このような評価項目が設定されています

- 過労防止に配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。
- 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。
- 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。
- 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。
- 事業所内で安全対策会議（安全に関するQC活動を含む。）を定期的実施している。
- 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。
- 平成25年11月30日から過去3年間に、事業所の事業用自動車に有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則（国土交通省令）第2条各号に定める事故がないか。
- 平成25年11月30日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業所に係る行政処分の累積点数は何点か。

◆問い合わせ先

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会 適正化事業部